令和５年度　第２回　岸和田市人権尊重のまちづくり審議会　会議録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容承認 | 承認 | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | 議事録の形式 | 要点記録 |
| 会議名 | 令和５年度 第２回 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 | | |
| 日　　時 | 令和６年２月15日（木）午後２時～４時 | | |
| 場　　所 | 岸和田市役所 第１委員会室 | | |
| 出席委員 | 石元会長、中川副会長、冨田委員、泉田委員、加門委員、三森委員、宮前委員、清遠委員、柿本委員、谷委員、三宅委員  （以上　11名出席、３名欠席） | | |
| 事務局 | 谷口市民環境部長 、今橋人権・男女共同参画課長、  達人権推進担当長、吉本、岡本 | | |
| 関係者 | 松本人権教育課長 | | |
| 傍聴人数 | なし | | |
| 次　　第 | （１）「岸和田市人権施策推進プラン」実績報告について  　【報告】  　　①進行管理スケジュール  　　②令和５年度実績報告  　【議事】  　　①次年度重点施策について | | |
| 配布資料 | ・次第  ・人権施策推進プラン 年間スケジュール　　　　　　　　　　　 …資料１  ・令和５年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書　　　　　 …資料2-1  ・令和５年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書【評価一覧】 …資料2-2  ・岸和田市人権施策推進プラン 令和６年度重点施策について（案）…資料３  ・岸和田市人権尊重のまちづくり条例　　　　　　　　　　　　　 …参考１  ・岸和田市人権施策推進本部設置規定　　　　　　　　　　　　　 …参考２  ・個別の実施計画について　　　　　　　　　　　　　　　　　　 …参考３ | | |

〈議題等〉

【案件】

（１）「岸和田市人権施策推進プラン」実績報告について

【報告】

①進行管理スケジュール

②令和５年度実績報告

【審議】

①次年度重点施策について

＜審議概要＞

会長

　それでは、ただいまより、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催します。

　本日の審議ですが、「令和５年度岸和田市人権施策推進プラン」実績報告を受けたあと、「次年度の重点施策（案）」の審議をしたいと思います。次第にそって、事務局から議事（１）の【報告】①進行管理スケジュールについてお願いします。

事務局

（①進行管理スケジュール（資料１）についての説明）

会長

　事務局より【報告】①進行管理スケジュールについて説明がありましたが、何かご質問はございませんか。特に質問など無いようですので、それでは、次の案件に移ります。②令和５年度実績報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（②令和５年度実績報告（資料２-１）についての説明）

会長

　今の説明に関して、ご意見・ご質問ございませんか。

委員  
　今ご説明いただきました資料２-１、２ページと３ページのＮｏ２と３、人権・男女共同参画課の取組に関して、研修への若年層の参加が少ないとなっておりますが、これはどこの自治体でも大きな課題になっているとは思います。ここで挙げられているのは、開催する曜日とか時間などを検討するとなっていますけども、それ以外これをクリアするために何か改善方法等考えはありますか。

事務局  
　若年層の方の参加が少ないということで、土曜日、日曜日に開催したり、セミナーの時間を19時以降に開催するなどしています。

その他の取り組みとして、参加申込み方法を従来の電話やFAXでの受付以外に、インターネットを活用した受付を、実施しているところです。また、まだ一部ですが自宅ででも参加できるよう講座のオンライン配信を行っています。  
以上です  
  
会長  
　では、次の質問です。よろしくお願いします。

委員

　先ほどの事務局の回答について確認ですが、市が取組んでいる参加申込方法の工夫というのは、資料２-1、３ページの施策Ｎｏ３、人権・男女共同参画課の実績の、（1）の「破戒」の映画のものだったのでしょうか。（３）は学校や公民館に申込なしで参加できたと思いますので、人権を考える市民の集いの申込みということで、それを工夫されているということでよろしいでしょうか。誰でも参加できるものということでよろしいでしょうか。  
  
事務局

先ほどご説明いたしましたオンラインを活用した申込みは、（１）人権を考える市民の集いの申し込みになります。（３）「なるほど人権セミナー」（４）の映画会は基本的に申込み制ではなく、当日お越しいただければどなたでも参加できます。

「市民の集い」につきましても特に参加資格等は設けておりません。ご希望の方どなたでも参加いただけます。

今後開催します、（２）人権問題専門講座でもインターネットを活用した受付を検討したいと考えております。

会長  
　他にいかがでしょうか。資料を見ていると、参加人数が記載されているところとされていないところがあります。参加人数というのも、一つの評価につながるものだと思いますが、例えば２ページの人権を考える市民の集いですね。参加人数というのは把握していると思いますが、数字として把握できているものは記載していただくという方がいいのではないかなと思います。  
　それから、課題を記載している事業に関しては、達成度は５ではなくて、３か４というふうになっているものが多いです。ただ、課題というのは次年度の課題として、よりいいものにしたいと考えれば、たとえ評価が５であっても当然課題はあると思います。ここまでの成果が上がったから、さらにいいものにしたいということで、全ての事業に課題はあるかと思います。できたら、この事業の方向性の隣に欄を作って、次年度の課題というのを上げていただいて、それぞれの事業について各課から、次にはさらにこういうことをしたいと、こういう工夫をしていきたいというのを書き込んでもらうと、次年度の成果につながっていくのではないかなと感じました。  
　それから、市民の集いの場合、アンケートを取ったら、「理解・関心が深まった」が９割あって、なるほど人権セミナーでも良かったというのが９割あった訳ですね。これが良かったと感じた人が周りの人に「良かったよ」と伝えたなどの、口コミの力で次に初めて参加する人が増えていくという様に、うまく循環していけば言うことはないので、そこをどうつなげていくかという工夫もいるかなと思います。

委員

１ページから２ページの各市民センターの取組みについてですが、市民センターはその地区の公民館でもあります。資料では各センターの実績として講座を行ったと書いてありますが、どういう講座を行ったかというのがこの資料では見えてこないのです。評価も３とかなのでどうなのかなと思いました。

なぜこういうことをお聞きするかと言うと、岸和田市の公民館・センターが岸和田市全地域に広がっていて、各地区公民館が人権講座を開催する一番身近な場所だと私はずっと思っています。その身近な場所でどういう取組みをしているのかが、この報告書から見えてこない、と私は思いますので、どの様な取組をされているのか教えて下さい。

事務局

各地区公民館で講座等を開催していますが、具体的な取組については把握できていません。このため今回の資料には記載をしていません。

今、事務局で把握している取組としましては、４ページの施策Ｎｏ３にございます山直市民センターで、子どもを守るSNS対策についての講座を開催しています。他の市民センターや公民館では、高齢者大学や女性学級等での学習会の中で人権に関する講座を行ったりと様々な取組を実施しているとお伺いしています。

　事務局からは以上です。

会長

　各市民センターの内容が並んでいますが、見ているとそれぞれの市民センターで書き方がバラバラなところがあります。東岸和田市民センターは高齢者大学で学習会が37回と回数が書いてあります。これだけ見ると非常にたくさん開催しているように見えて、他のところというのはこれが書かれていませんので、これは東岸和田市民センターだけがこんなにたくさん開催しているのかなと思ってしまいます。

その辺りのところが見えにくいという印象をもちますので最低これは入れてほしいだとか、そういうのは示していく必要があるかなと思います。これは意見ですので、よろしくお願いいたします。はい、他にどうでしょうか。この資料の２-１に関しましてご意見ございましたら、どうぞお寄せください。  
  
委員

今、会長がおっしゃったこの事業の各項目に全て課題があるはずなので、その課題を方向性の横に書くようにしたらいいのではないか、というのは私も同意見です。今年度の重点項目以外のところを見ますと、おそらく、開催した講座において目標参加人数に参加してもらうことや、目標回数の講座を開催出来たら５点というような評価になると思いますけど、今後５年間ずっと、５点、５点、と続いていくとなると、どこでステップアップをしていくのかが非常に見えにくい。ただ担当課では漫然と取組んでおられるわけではないと思うので、そのあたりがわかるような評価シートの作り方をしていただけたらと思います。これはある意味全課で見ることができるので、自分の所属課はこうだけど、他の課はこんなふうに思っているのであれば、自分たちもこんな工夫ができたらなというような振り返りの資料にもなると思いますので、そのあたりを要望したいです。

あと質問が３つあります。この達成度の点数は、いわゆる各課の実務担当者がつけているのか、担当課が総意でつけているのか、というのが一つ。それから、このような調査はその課の中でも誰が書くかで評価が変わったりもしますので誰がつけているのだろうか、というのが一つと、特に昨年度の実績から達成度が１点以上増減しているものについてです。点数の差が0.2点などの誤差を除き、1点以上変わっているところ、特に方向性のところでも下がっている項目、上がっているところも良い意味で、よく評価をしたらいいと思いますが、下がっているところはどのように総括をされているのかをお聞かせいただきたいと思いました。例えば、重点項目ではないのですけど、資料２-１、10ページＮｏ24の交通環境におけるバリアフリーの推進で令和４年度では５でしたけど、令和５年度は３になっていて、下がり幅としては一番大きい項目になっています。こういう大きな幅があるところについて、特にどのように総括されているのかを、可能な限りで結構ですので教えていただけたらと思います。

事務局  
　まず１点目と２点目についてですが、達成度の５段階評価については、事務局の方で達成度の評価基準というのを例として示しております。例えば達成度が今回実施予定だった事業について100%であれば５点であるとか、75%以上であれば４点であるとか、そういった基準です。ただ全てがそれで判断できるものではございませんので、基本的には各担当課で自己評価として５段階評価をしています。この実績報告の作成には、各課の業務に精通した職員から選出している、実務担当者が作成しています。

実務担当者が作成した実績報告は、必ず各課で決裁を行って回答しておりますので、その評価内容は各課の総意となっています。

次に３点目の総括についてです。先ほど委員にご指摘いただいた、Ｎｏ24の５点から３点と２点も下がった点につきましては、長期事業で進捗はしているが、昨年と比較して進捗が悪かったため、減点した評価になっていると確認していますが、今年度と比較し、どの様に来年度、５点に戻るように取組むのかといった、総括はできておりません。今回は見込み報告ですので、３月に行います実績報告において、確認させていただければと思います。

会長

実績報告書の記述の仕方について私から質問が１点あります。Ｎｏ128の授業などでの取組みによる理解促進というのがありますが、すぐ下のＮｏ129で、教職員への研修の実施ということでどちらも担当課は同じ課になっていて、Ｎｏ128の方は①②③とあって、Ｎｏ129は①②とあって③がないわけですね。

実績のところを見ると、まったく両方とも同じで、評価も達成度も同じ、さらには事業の方向性もまったく同じということになっています。これだけ見ると、Ｎｏ128は授業などでの取組による理解促進ということなのですが、内容は研修なのですね。これは授業の実践なのかなと思ってみたらそうでもなくて、違いというのは授業で活用できる教材の周知ということですが、この研修を受けて授業で活用できる教材というのを広く共有していくという点が授業などでの取り組みによる理解の促進ということなのか。

まったく同じものがいろいろ上がってくるわけです。見ていて全体の文量がすごく多いですが、重なっているものがかなりあるので、整理をして表し方を工夫した方がいいような気がします。同じ回答が見られまして、例えばＮｏ135とＮｏ136も同じですね。Ｎｏ135とＮｏ136の担当課は人権教育課で、個別事業は授業での取り組みによる理解促進と教職員の研修の実施で、これは先ほどのケースと全く同じで、取組実績は全く同じ内容になっています。こういうところがかなりありますので、まずこれらの表し方の問題を工夫していただければ、というふうに感じました。

では、次に移りたいと思います。事務局からご説明よろしくお願いします。

事務局

（②令和５年度実績報告（資料２-２）についての説明）

会長

どうもありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、ご意見ご質問ございますか。

委員  
　３ページ、Ｎｏ17、18ということで外国人の人に対するということで、前回の審議会で国際親善協会からの優しい日本語という冊子を皆さんにお配りしていましたが、それを利用して研修を市職員の皆さんでされたということでしょうか。国際親善協会の活動に関わっていますが、親善協会のメンバーが市役所の職員の皆さんの研修会に行ったというのは聞いていないのです。事務局の皆さんで研修会をされたということでしょうか。

事務局  
　優しい日本語についての職員研修会は、優しい日本語有志の会様から先生をお呼びしまして研修会を開催いたしました。この研修については、資料２-１の１ページ人権・男女共同参画課の項目のところで①の岸和田市人権施策推進プラン推進本部員研修職員研修と記載しております。  
　対象としましては、各課の課長と実務担当者の約140名の職員を対象として研修を実施いたしました。内容については、以上です。  
  
会長

はい、他にいかがでしょうか。

委員  
　先ほど、犯罪被害者に対する人権に関して、市としても取組みが弱いと説明がありましたが、犯罪被害者の数でありますとか、今後の市はどのように犯罪被害者の方の人権を守るための取組を行っていこうと思っているのか、お聞かせいただけますか。

事務局

岸和田市での犯罪被害者数については、把握をしておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

現在実施している取組は、犯罪被害者の方への相談窓口の案内などの周知を行っています。今後、犯罪被害者の方が今どういう現状にあるのかといったことをお聞きする機会として、当事者の方にお越しいただいての、研修会等を開催することで周知・啓発を進めたいと考えております。

委員  
　そうですね。どのような犯罪被害に遭われて、人権的にも被害を受けているというのは、その内容もよく理解しないといけないかなと思います。例えば性犯罪の被害者というのは重要になってくるかとも思います。そのような被害にあわれた方は一般的に相談しにくいと思いますので、その辺も市として守れるようにできればいいかな、というふうには思います。以上です。  
  
会長

次の審議事項に移りたいと思います。はい、次年度重点施策について事務局から報告お願いします。

事務局

（次年度重点施策について（資料３））

会長

　来年度の重点施策として３点、事務局案として提示されました。これについて、ご意見ご質問をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

　それでは、私から１点お聞きしたいのですが、資料の２-１、Ｎｏ３で施策ナンバー３の人権課題に関する学習機会の提供で担当課として上がっているのが人権・男女共同参画課、それから生涯学習課、そして関係各課として市民センターが上がっていて、最後が危機管理課となっています。そうすると人権課題に関する学習機会の提供というのはここに上がっている課が担当すると考えていいのでしょうか。例えば今年度はＮｏ２で、権利理解のための学習機会の提供で学校教育課や人権教育課が入っていたのですけれども、今回の重点施策には入らないということでしょうか。  
  
事務局  
　Ｎｏ３の取組み担当課につきましては、各市民センター、関係各課として生涯学習課と人権・男女共同参画課で担当いたします。学校教育課や人権教育課の取組につきましては、Ｎｏ４の学校園などにおける人権課題に関する取組みの実施において、施策を進めさせていただくことになります。ですので、今回、施策Ｎｏ３の人権課題の学習機会の提供につきましての担当課は、人権・男女共同参画課、生涯学習課及び関係課としての各市民センターなどが担当させていただくという形になってまいります。

会長  
　はい、わかりました。他にどうでしょう。  
委員  
　資料の２-１についてよろしいでしょうか。意見と質問ですが、まず、13ページから17ページにかけて記載がある、ＤＶ、デートＤＶについての項目です。

今、ＤＶにつきましては、非常に悪質化していますので、法改正をずっと重ねていっているところですけれども、デートＤＶについてはこれに適用されないということですね。市として13ページに記載がありますように対象にならない人からの暴力に関する相談については対応しているとなっておりますが、具体的にどんな対応ができるのかというのを教えていただきたいです。

また、このデートＤＶが増加していっていることにつきまして、市としても鑑みてＤＶの後ろに「（デートＤＶ）」というのをあえて入れていると思うのですけれども、カッコ書きが入っていないところもありますので、すべてにカッコ書きでいれていただくことが必要かと思います。それとデートＤＶあるいはＤＶに関しましては、やはり救済と教育・啓発が同時になされるというのがあると思っています。そこでこのＮｏ35では、高等学校とか中学校においてもセミナーを実施したり、市民対象に予防講座を行っていたと思いますが、具体的にＤＶが起きる背景というのはジェンダーバイアスですよね。社会的な要因というのが非常に大きいと思うわけです。ですから、救済に加えて、このような力と支配のコントロールによって、多くの場合、女性を傷つけているということについての性的な役割分担であるとか、結婚とか子どもに関する社会通念について、しっかりと市民に教育・啓発するような場が必要ではなかろうかと思っています。

それから71ページのＮｏ152のハンセン病を正しく理解してもらえるようホームページにて周知したとあります。現状としまして、全国のハンセン病の療養所の平均年齢が87.9歳ということで、介護を必要とする人たちも多くなっていて、非常に深刻な問題になっています。このような状況の中でホームページだけで周知ができたと言い切れるのかどうかというのが疑問です。やはりこの悲惨な差別があったということを過去の問題にしてはいけないと思います。今できることは何なのかをしっかり考えた啓発・教育というのが今後必要なのか思っています。以上です  
  
会長  
　はい、どうもありがとうございます。資料２-１に関しまして、ご意見とご質問もありましたので、事務局からよろしくお願いします。  
  
事務局  
　まずは、デートDVへの対応についてですが、本市の現状としては、デートＤＶについての相談はありませんでしたが、実際に相談がございました場合、電話相談もしくは面接相談などでお伺いします。  
　デートＤＶはＤＶ法から適用外となっておりますが、通常のDVと同じように相談を受け、具体的には一時避難であったり、または暴力がひどくストーカー化しているのであれば、警察等への通報であったり、といった案内をいたします。　次に、71ページのハンセン病についての啓発周知につきましては、ご指摘の通りホームページへの掲載のみでは、不十分と考えています。こちらにつきましては、なかなか当事者の方がご高齢であったりと来ていただいてのお話をお伺いするのは難しいところがございますので、現在、例えば大阪府等でハンセン病に関する講座を開催される際に、ご案内をさせていただいたり、その他、私どもの方で所有しておりますハンセン病についての映画上映といった啓発を今後は進めていきたいと考えております。

会長  
次の質問はございますか。

委員  
　人権課題に関する学習機会の提供で、担当課として人権・男女共同参画課と生涯学習課、関係各課と担当課名が記載されています。この関係各課の中に市民センターの名前がありますが、私の理解では、センターの中の公民館、市民センターは生涯学習課の管轄だと思っていましたがその理解で間違いなかったでしょうか。もし間違いなければ、今の実績報告書の書き方では市民センターは生涯学習課と違うようなイメージになるのですがいかがでしょうか。  
事務局  
　まず本市の公民館についてですが、生涯学習課が各館に館長を配置して運営しています。つぎに市民センターについてですが、市民課業務等を行いますサービスセンター業務と地区公民館業務、そして図書館分館、これら３つを合わせたのを市民センターと呼んでいますが、市民センター内の公民館は、センター所長が館長を兼務し運営しています。　公民館の運営は生涯学習課で間違いないのですが、直営でやっている地区公民館と、市民センターが兼ねて運営している地区公民館があるというようなことで、関係各課に分けて記載しています。  
会長  
　他にご意見、ご質問はありませんか。資料３の３案を重点施策とするということなのですが、これに関して例えば他のものも付け加えて重点的にやってはどうかというようなご提案もであっても結構ですので、ご意見ありましたらこの機会に出していただければと思うのですが、いかがでしょうか

委員

項目を追加してほしいという意見ではないのですが、充実をしてほしいということで政策No.６の人権課題の当事者との交流の機会づくりというところで、今事務局からも、いろんな当事者の方を講師としてお招きをしていくということも、計画をしていますというお話もありましが、一応来年度1年間の重点項目ということなので、外からお呼びをする方がいい場合もありますが、市内の方にお話をいただいて、より身近な何か遠い自分の市とは関係がないお話というよりかは、これからずっと交流がしていけるというか、そういうような工夫がしていただけるような企画を各課に求めていただければと思います。

近すぎてお呼びできないというテーマの時もあると思いますが、逆にこれを機会に研修という機会にはこんな方が市内にいらっしゃるという発見であるとか、例えば犯罪被害者の問題もおっしゃいましたけど、被害の問題には語りづらいことではありますが、そういったことでお話をいただける、あるいは、保護士会の方で関わっておられる方で、本当にこんな実情があるのだ、というようなことをお伝えすると、より自分の市の問題になると思いますので、そのあたりの工夫をいただければと思っております。以上です。  
  
会長  
　人権課題の当事者との交流の機会づくりというのは各人権課題ごとで取組んでいただけるかと思いますので、今のご意見を踏まえて、特に地元で著明な方をお呼びするというのも良いですが、身近なところに当事者がいるんだ、という気づきにつながるようなことというのも大きいですし、そういったところもですね、考慮した形で企画していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。  
それでは、他にご意見が無ければ、本日の議事を これで 閉じたいと思いますが よろしいでしょうか。 皆さん 、どうも ありがとう ございました 。

以上で、令和５年度第２回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を終了いたします